四国地方整備局訓令第18号

物部川流域学識者会議運営規約を次のように定める。 平成28年9月1日

改正 平成29年1月6日四国地方整備局訓令第22号

四国地方整備局長

物部川流域学識者会議運営規約

(趣旨)

- 第1条 「物部川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、次に掲げる事項のうち、1、2、は四国地方整備局長(以下「局長」という。)及び高知県知事(以下「知事」という。)に、3は、局長に意見を述べるため、四国地方整備局に物部川流域学識者会議(以下「学識者会議」という。)を置く。
 - 1 物部川水系河川整備計画(「以下、河川整備計画」という。) の策定、変更(河川法第16条の2第3項)
 - 2 河川整備計画策定後の点検
 - 3 河川整備計画に基づいて実施される事業の評価
 - 一 再評価及び事後評価の対象となる事業(国土交通省所管 公共事業の再評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の 完了後の事後評価実施要領)
 - 二 計画段階評価の対象となる事業(国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領)

(構成)

- 第2条 委員は、物部川流域に関して学識経験を有する者のうちから局 長及び知事が委嘱する。
 - 2 学識者会議は、委員10名で構成する。
 - 3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

- 第3条 学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。
 - 2 議長は、学識者会議の議事を進行する。
 - 3 議長に事故がある時は、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

- 第4条 学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。
 - 2 事務局員は、四国地方整備局河川部、高知河川国道事務所及び高 知県土木部に属する職員をもって充てるものとする。
 - 3 事務局は、学識者会議の運営にあたる。
 - 4 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、次に掲げる者を退場させることができる。
 - ー 学識者会議の秩序を乱した者
 - 二 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

(会議の開催)

第5条 学識者会議は、局長及び知事が開催する。

(部会の設置)

第6条 学識者会議は、第1条1に掲げる業務を円滑に進めるために、 部会を設置することができる。

(情報公開)

第7条 学識者会議は公開するとともに、議事録については公表する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項に ついて、局長及び知事が委員の意見を聴き定める。

(附則)

(施行期日)

- この規約は、平成28年9月1日から施行する。
- この規約は、平成29年1月6日から施行する。